

令和2年度企業等誘致・集積推進事業業務委託 仕様書

1 業務目的

大阪経済の活性化に資するため、進出企業との取引を通じたビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加などを目的として、国内外からの企業等の誘致及び市内での再投資を促進するとともに、進出企業等の大阪での定着支援などの取組を行う。

具体には、健康・医療や環境・エネルギー、情報通信などの成長産業分野の企業等を中心に本市のインセンティブや大阪のビジネス環境の魅力を情報発信し、有望企業等を掘り起こし、それら企業に対して長期継続的に誘致活動に取り組む。

プロモーション活動にあたっては、大阪府・大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センター（O-BIC）の機能も最大限活用しつつ、うめきた地区など市内各拠点の民間事業者とも協働のうえ、積極的なPRを行う。

2 履行場所

本件業務の拠点となる事務所については、大阪市内とし、受注者が確保する。

3 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 業務内容

(1) 情報発信・広報事業

- ① 大阪市の総合企業誘致・立地支援サイト「INVEST OSAKA」の管理運営及び掲載情報の更新を行うこと。

参考：INVEST OSAKA ウェブサイト (<https://www.investosaka.jp/>)

- ② 本市のビジネス環境・インセンティブを紹介するパンフレット等の広報媒体を企画・作成し、大阪のビジネス環境の魅力等について効果的なPRを行うこと。

(2) 進出有望企業等発掘・個別アプローチ事業

(個別アプローチ目標：200件、本市と有望企業との面談アレンジ目標：30件)

① 進出有望企業等の情報収集及び発掘アプローチ事業

健康・医療や環境・エネルギー、情報通信（IoT、ロボットテクノロジー等を含む。）などの成長産業分野をはじめとした大阪市内への進出が有望な企業等の情報を収集し、個別アプローチ及び有望企業と本市職員との面談等を30件程度設定すること。

② シティプロモーションの実施

大阪への企業立地に関するシティプロモーションを実施すること。

(例：プロモーションセミナーの開催、展示会出展など)

(3) 企業進出・定着支援事業

- ① 大阪への進出を検討する企業の日常的な相談窓口を開設し、大阪の投資環境やインセンティブ、会社設立手続等の各種情報提供や企業紹介、物件アテンドなど、企業の進出

及び定着のために必要なサポートを行うこと。

月曜日から金曜日の9時00分から17時30分

(ただし、大阪市の休日を定める条例で規定する市の休日を除く。)

- ② 大阪進出準備拠点として本市が設置するビジネス・サポート・オフィス(以下、「BSO」という。)の運営支援を行うこと。
- ・ BSO 運用にかかる約款の作成(発注者との協議に基づくこと)
 - ・ 利用者の入居手続き
 - ・ BSO で使用する電話・FAX及びコピー機の契約・支払い
 - ・ 利用者ニーズを把握し、適宜、発注者に報告及び利便性向上等にかかる提案を行うこと
 - ・ その他 BSO の管理・運営業務全般

【BSO 運営支援にかかる留意事項】

- ・ BSO の運営支援にあたり、人員を常駐する必要はない。
- ・ 賃料・共益費及び電気料金については、発注者が契約し負担する。また損害保険料の負担も不要である。
- ・ BSO で使用する備品類について、利用者の責による備品類の破損・故障が発生した場合は、利用者へ費用負担を求めるなど、受注者の責により厳正に対処すること。なお、受注者の責に因る場合は当該備品等の購入・修繕にかかる費用は受注者で負担すること。
- ・ 発注者から貸与する備品については、契約締結後に提示する。貸与の期間は令和3年3月31日までとする。
- ・ 受注者は、発注者が貸与する備品のほかに、本事業の実施にあたり、新たな備品(品質、形状を変えることなく1年を越える使用に耐える1件の購入価格が50,000円を超える物品及び雑誌や定期刊行物等を除く購入価格が5,000円を越える図書をいう。)を備える必要が生じた場合は、事前に発注者に申し出の上、当該備品の調達の必要性及び調達方法等にかかる協議を行うこと。なお、発注者が調達する場合、当該備品もまた、発注者が受注者に貸与するものであるから、その取扱いについては、他の貸与済みの備品と同様、本契約書及び本仕様書その他本件契約に基づき定める事項に従うべきものとする。
- ・ 受注者が調達し、設置した物品等については、受注者の責任により管理するとともに、当該物品等に起因し、発生する損害等については、費用負担を含め、受注者が全責任を負うものとする。

【BSO の施設概要について】

- ・ 所在地：大阪市住之江区南港北2-1-10
アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟4階
- ・ 施設：貸室7室、什器備品、電話・FAX、通信回線、コピー機
- ・ 利用日時：365日、7時00分～23時00分 利用可能
- ・ 利用期間：原則最長6ヶ月間
- ・ 利用料金：無料(ただし、電話・FAX通信費、コピー使用料は利用者実費負担)
- ・ ホームページ：<https://www.investosaka.jp/market/location.php>

5 業務報告書の提出

- ・ 受注者は委託契約に基づいて、業務を実施し、毎月 10 日までに履行報告として進捗状況、実施状況等の活動内容について業務報告書（月次）を作成し、発注者に提出すること。
- ・ 全ての業務完了後は、業務報告書として業務及び収支の詳細な内容を明記し、発注者に提出すること。
- ・ 提出期限：令和 3 年 3 月 31 日
- ・ 提出場所：大阪市経済戦略局立地交流推進部立地推進担当

6 その他

- ・ 業務内容の実施にあたっては、発注者からの指示に基づき協議のうえで実施することとし、業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- ・ 受注者は、事業実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守すること。
- ・ 受注者は、各事業の進捗状況等を踏まえ、事業の課題分析等を行うとともに、発注者の求めにより報告及び以降の事業遂行に向けた協議を行うこと。
- ・ 受注者は、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要かつ十分な人員の確保を行うこと。
- ・ 受注者は、本市施策及び大阪府、その他支援実施機関等との連携を密にし、必要に応じて情報交換を行うほか、本市施策及び大阪府、その他支援実施機関等が実施するセミナーの共同開催や商談会の共同実施にも努めること。
- ・ 受注者は、事業実施にあたり、収集する個人情報・法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。また、取得した個人情報・法人情報は本市に帰属するものとし、本市個人情報保護条例を踏まえて適正に管理すること。なお、収集した個人情報・法人情報は契約期間満了後、発注者に返還し、発注者より次期受注者へ提供することとなるため、情報の引き継ぎに関して再度同意を得る必要はない。
- ・ 受注者は、事業実施にあたり、平成 31 年度の本事業受注者からの円滑な引き継ぎを受けるとともに、取得した情報については、上記に該当する情報として、適正に使用・管理すること。
- ・ 契約期間終了等により次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- ・ 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。なお、当該研修については、主催者を問わないものとする。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(大阪市個人情報保護条例の遵守)

第1条 大阪市（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下条例という）の趣旨を踏まえ、条例の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。